

貿易書類保管におけるペーパーレスの実現とコンプライアンスの確保

新・電子帳簿保存法に向けた体制整備と電子化

2022年1月に予定されている電子帳簿等保存制度の見直しと貿易書類電子化の加速

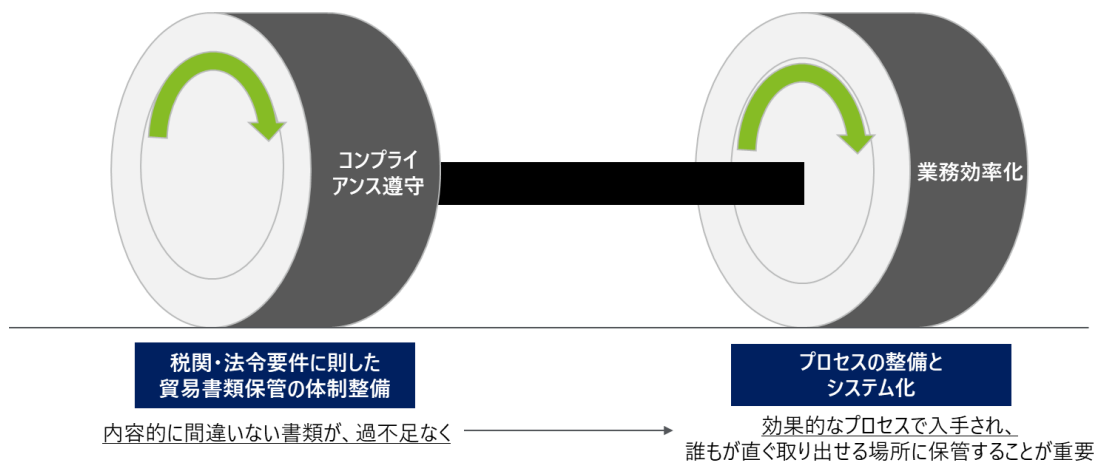
関税関係の帳簿書類は、電子帳簿保存法の規定により、電子的に保存できることとされていますが、所定の要件を満たした上で税関長の承認を受ける必要があり、利用が限られている状況です（国税管轄の電子化の承認約27万社に対して、税関管轄は約150社に留まっています）。2022年1月に予定されている電子帳簿等保存制度の見直しにより、承認制度が廃止され、電子帳簿利用上の事務負担が大幅に軽減されるため、貿易書類の電子化が一気に広まっていくものと予想されます。

		現行	2022年1月1日以降
税関長の承認	帳簿	■ 電子帳簿の保存、関税関係書類のスキャナ保存には、事前に税関長の承認が必要	■ 承認制度を廃止
	書類	■ 関税関係書類のスキャナ保存に関して以下の要件が存在 1. 書類には受領者が自署 2. 経理担当者がスキャンする場合は最長2カ月以内にタイムスタンプを付与（受領者がスキャンする場合は概ね3営業日以内） 3. 紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を別の者がチェック	■ スキャナ保存の要件を大幅に緩和 1. 書類への自署を廃止 2. タイムスタンプ付与までの期間は最長2カ月以内に統一。 訂正・削除履歴の残るクラウドに最長2カ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化 3. 紙の原本とスキャナ画像との同一性チェックを不要化
承認の要件	帳簿	■ 要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存が必要	■ 一部の要件（モニター、説明書等の備え付け）のみを満たす電子帳簿は、上記過少申告加算税の税率の5%軽減の対象にならないものの、電子データのまま保存可能（紙を印刷しての保存は不要）
	書類	■ スキャナ保存の要件を満たさないと承認されない（改ざん等の不正行為を抑止するために厳格な承認要件が存在）	■ スキャナ保存の要件緩和の代替措置として、改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税の税率を10%加重
要件を満たさない	帳簿		
	書類		

出所：財務省関税局「納税環境整備（電子帳簿等保存制度の見直し）」

貿易書類電子化の前に実施する体制とプロセス整備の重要性

目の前にある紙の貿易書類を電子化するだけでは意味がなく、税関・法令要件に則した貿易書類保管の体制と、プロセスを整備することが何よりも重要です。



IT企業様との協業による包括的なサービスの提供

関税・貿易の専門家であるデロイト トーマツ税理士法人と、ドキュメントマネジメントシステムの構築が可能なIT企業様と連携し、包括的なサービスを提供します。

ご提案フェーズ	サービス提供者	サービス	詳細	期間
① 見える化	デロイト トーマツ	- 現状の貿易管理体制の確認 - 輸出入貿易業務のプロセス確認（ドキュメントフローをメインに）	- 関係部署へのインタビューの実施 - 管理体制、プロセスに関する資料を確認	1か月～2か月
② 問題点の特定	デロイト トーマツ	- 課題整理 - 優先順位付け - 文書データ化要望確認	- インタビュー結果、資料確認を踏まえた貿易書類保管に関する課題・問題点の特定 - 今後の対応方法に関する助言を含めた報告書の作成、及び報告会の実施	1か月～2か月
③ あるべき姿の整理と実行に向けた体制・プロセス整備	デロイト トーマツ IT企業様	- 改善プロセス構築 - ドキュメントフロー再構築 - 文書データ化検討 - 実現性検討、効果予測	- あるべき業務プロセス検討 - 電子原本化を視野に入れたドキュメントフローの整流化 - 効果予測支援とシステム化と進め方の提案	2か月～3か月
④ システム構築	IT企業様	- 要件定義、システム設計 - 環境構築、テスト - マニュアル整備 - ユーザー教育	- システム要件定義 - アジャイル設計 - システム操作マニュアル作成 - 管理者、ユーザー集合教育	3か月
引き渡し				
⑤ システム運用	IT企業様	- システム切り替え - システムレビュー - 定期改修 - 定期教育	- 運用初期の立ち上げ支援体制提供 - 運用開始後の管理者、ユーザー-QA会 - システム修正対応 - 定期システムレビュー - 追加教育（管理者、ユーザー）	—

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

間接税サービス Global Trade Advisory

担当：ディレクター 牧野 宏司

mail：info.idt-gta@tohatsu.co.jp

間接税サービス：www.deloitte.com/jp/indirect-tax

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を負うことはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についての責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するものであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001